

決 定 要 旨

被 審 人（住所）東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号
（名称）石垣食品株式会社
（法人番号 6010001010603）

上記被審人に対する令和2年度（判）第10号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官川嶋彩子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金600万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和3年2月16日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第4号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和2年12月15日

金 融 庁 長 官 氷見野 良三

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第4号に該当

被審人は、東京都千代田区飯田橋一丁目4番1号に本店を置き、その発行する株式が東京証券取引所JASDAQ市場に上場されている会社である。

被審人は、子会社において、適切な期間に費用を認識しないこと等による不適正な会計処理を行った。

この結果、被審人は、関東財務局長に対し、下表のとおり、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等（以下「継続開示書類」という。）を提出したものである。

表

番号	継続開示書類		虚偽記載			
	提出日	書類	会計期間	財務計算に関する書類	主な内容（注）	主な事由
1	平成30年2月14日	第61期第3四半期（平成29年10月1日～同年12月31日）に係る四半期報告書	平成29年4月1日～同年12月31日の第3四半期連結累計期間	四半期連結損益計算書	営業利益が▲11,675千円であるところを7,103千円と記載 経常利益が▲12,956千円であるところを5,823千円と記載	・費用の過少計上
2	平成30年6月28日	第61期（平成29年4月1日～平成30年3月31日）に係る有価証券報告書	平成29年4月1日～平成30年3月31日の連結会計期間	連結損益計算書	営業利益が▲34,106千円であるところを16,221千円と記載 経常利益が▲39,430千円であるところを10,896千円と記載	・費用の過少計上

(注) 金額は千円未満切捨てである。

2 法令の適用

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1の事実につき

法第172条の4第2項前段、第24条の4の7第1項

表の番号2の事実につき

法第172条の4第1項、第24条第1項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実のうち

表の番号1及び同2の各事実につき

法第172条の4第1項及び第2項の規定により、被審人の第61期事業年度(平成29年4月1日から平成30年3月31日まで)第3四半期(平成29年10月1日から同年12月31日まで)に係る四半期報告書(以下「第61期第3四半期報告書」という。)及び同事業年度に係る有価証券報告書(以下「第61期有価証券報告書」という。)ごとに算出した額(以下「個別決定ごとの算出額」という。)は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の6を乗じて得た額

第61期第3四半期報告書	40,337円
第61期有価証券報告書	39,206円

が、いずれも

- ② 6,000,000円

を超えないことから、

第61期第3四半期報告書については、6,000,000円の2分の1に相当する額である3,000,000円

第61期有価証券報告書については、6,000,000円

となるが、第61期第3四半期報告書及び第61期有価証券報告書が、いずれも第61期事業年度に係るものであることから、法第185条の7第6項の規定により、6,000,000円を個別決定ごとの算出額に応じて按分することとなり、

第61期第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$6,000,000 \times 3,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) \\ = 2,000,000 \text{円}$$

第61期有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$\begin{aligned} & 6,000,000 \times 6,000,000 / (3,000,000 + 6,000,000) \\ & = 4,000,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

となる。